

■ 多摩区役所生田出張所建替事業 入札説明書等に関する質問等への回答（第2回）

番号	資料名	页数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
1	要求水準書	17	12	②ウ工事費内訳書	基本設計完了日から30日以内に内訳書の提出となっていますが、実施設計完了時と考えてよろしいでしょうか？	工事費内訳書は、基本設計完了日から30日以内に提出してください。 工事費内訳書については、工事費用の適正な管理を行うために、事業契約書（案）_第47条（16頁）に定めるとおり、基本設計の完了日から30日以内（同条第1項）、建築基準法第6条第1項に定める確認を受けた日から30日以内（同条第2項）にそれぞれ提出することになります。
2	要求水準書	19	6	第3章第2 構成及び規模に関する事項	記載の無い諸室を新たに加えても問題無いと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書_第3章_第2_1_表4（19頁）に記載の無い諸室を新たに加えて提案することは差し支えありません。 ただし、要求水準書_第3章_第2_1_ウに記載のとおり、「市民活動支援機能」（表4の機能区分における「B. 市民活動支援機能」）に該当する諸室に該当する計画提案が対象となります。なお、記載の無い諸室を新たに加えたことにより要求水準書_第3章_第2_3_(3)_⑧_エ（23頁）に示す「管理運営の容易さや快適性」などが記載の無い諸室を新たに加えないときよりも損なわれることなどがないように留意してください。
3	要求水準書	19	6	第3章第2 構成及び規模に関する事項	地下階を設けずに2～3階建てとございますが、3階建て以上は不可でしょうか。	要求水準書_第3章_第2_1_イ（19頁）に記載のとおり、本施設の規模について地下階を設けずに地上2～3階建て程度を目安に計画提案により3階建て以上とすることは差し支えありません。 ただし、3階建て以上とすることにより2～3階建て程度とする場合よりも要求水準が損なわれることなどがないように留意してください。

番号	資料名	ページ	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
4	要求水準書	19	6	第3章第2 構成及び規模に関する事項	各諸室の床面積の目安がござい ますが、何パーセントまでの変 更が許容範囲でしょうか。	要求水準書_第3章_第2_1_ 表4 (19頁) の諸室等の床面積 については、基本的には記載さ れた床面積以上とすることは差 し支えありません。また、記載 された床面積未満とする場合 は、要求水準書添付資料8の諸 室性能表に示す要求事項を満た し、什器備品等の設置や当該諸 室等の利用に支障が生じない範 囲で変更できるものをご理解く ださい。
5	要求水準書	32	30	2 建設業務に 関する事項ソ	市民を対象とした工事見学会、内 覧会等の開催時期は工事進捗内 のいつごろを想定されています か？	要求水準書_第3章_第3_2_ ソ (32頁) に示す工事見学会又 は内覧会については、本施設に 親しみや愛着を持てるような企 画内容に応じて、工事見学会又 は内覧会に来場する市民の安全 が確保でき、かつ、建設工事の 工程等に支障が生じない時期や 範囲を事業者の判断により選定 してください。また、内覧会に ついては本施設の引渡前で、仕 上工事等に支障が生じない時期 及び範囲等を事業者の判断によ り選定してください。
6	落札者決定 基準	6	18	1 事業計画提 案エ	落札決定後の川崎市との設計協 議 (プラン打合せ) 期間はどの 位を想定すればよろしいでしょ うか？	事業契約書 (案) 第56条第1 項 (19頁) に定めるとおり、本 施設の基本設計の完了前に、平 面計画について本市と協議する 期間として最大40日を想定して ください。
7	造成・擁壁 データ				配布済みの宅造関係の図面から 建築敷地を設定しますと、道水 路台帳による道路が建築敷地内 に位置します。また下校庭との 境界を含め、敷地境界は確定し ているのでしょうか？	整備用地の敷地境界は確定し ていませんが、本施設の整備用 地については現況測量に基づく 要求水準書添付資料4の生田出 張所擁壁敷設図等を参照してく ださい。また、本施設の整備用 地内に位置する生田125号線の 一部は廃道することを予定してい ます。
8	その他				資材等 (高力ボルト・鉄骨ほ か) の納入が予定工期より想定 外に遅れた場合、引渡し日の変 更は可能でしょうか？	本施設の引渡日を引渡予定日 以降に変更する場合は、事業契 約書 (案) 第51条 (17頁) に定 めるところにより本施設の引渡 しの遅延又は変更に伴う措置を とります。 資材等 (高力ボルト・鉄骨ほ か) の納入が予定工期より想定 外に遅れた場合の対応は、基本 的には事業契約書 (案) 第51条 第2項に該当するものとし、事 業契約書 (案) 別紙5 (42頁) に定める不可抗力に該当すると 認められる場合は事業契約書 (案) 第51条第3項に該当する ものとしします。

番号	資料名	页数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
9	その他				事業者決定後に設計業務に着手し、行政他の指導から仕様、工法などの変更が生じた場合、設計変更及び工事費の変更と考えてよろしいでしょうか？	事業者は、事業契約書（案）第11条（5頁）に定めるとおり、本事業を履行するために必要な一切の手段（仕様、工法など）を自らの責任において定めることが基本です。その上で、事業契約書（案）第31条第1項（11頁）に基づいて本市の帰責事由により要求水準を変更する場合は、事業契約書（案）第32条第2項（12頁）に定めるとおりとするものをご理解ください。